

関連学術団体との連絡・協力に関する規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(4)及び(5)に基づき、この法人の学術及びその他の各種事業展開にあたって連絡・協力を要する学術団体等への加盟・参加にかかわる会費等の支出は、本規程の定めるところによる。
- 2 加盟・参加を必要とする学術団体等への参加決定及び退会は、理事会の承認を得る。
- 3 会費・交通費等の支出は年度経費に計上する。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成16年3月8日より施行する。
- 2 本規程は、平成16年3月8日施行の関連学術団体等の連絡・協力金規程を改正したものである。
- 3 本規程の改正は、平成22年6月20日より施行する。
- 4 本規程は、平成23年4月1日より施行する。